



令和7年(2025年)12月
世田谷区教育委員会

保護者の皆様へ

«このお知らせは、令和8年4月に小学校入学予定の児童のいる家庭に送付しています»

令和8年（2026年）4月小学校入学予定者 就学援助費（新入学用品費）入学前支給のお知らせ

「就学援助費」は、学用品費の支給など、児童・生徒の就学に関する費用の一部を支援する制度です。通常は入学後に申請しますが、新入学用品費について、下記対象要件に該当する方から**令和8年1月16日（金）**までに申請があれば、入学前に支給されます。

1. 対象要件

下記（1）～（3）の全てに該当される家庭が対象です。

（1）令和8年2月1日に世田谷区在住で、4月に小学校に入学予定の対象児童がいること。

※1月末までに世田谷区外へ転出する場合は対象となりません。

（2）世田谷区の就学援助費以外から同趣旨の給付がされないこと。

※生活保護費や里親委託措置費等の対象となっている場合、各制度から別途給付されます。

（3）令和6年1月～12月の世帯全員（16歳以上）の合計所得金額が基準額以下であること。

「支給対象基準額」のめやす

上段太字：所得金額 下段（ ）：給与収入

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額 (めやす)	約281万円 (約406万円)	約352万円 (約495万円)	約419万円 (約591万円)	約443万円 (約622万円)	約526万円 (約718万円)	約596万円 (約796万円)

○所得金額とは、確定申告の場合は令和6年分確定申告書の所得金額等欄の「合計」、給与所得のみの場合は令和6年分源泉徴収票の「給与所得控除後の額」です。
○世帯全員とは、対象の児童を含めた生計を一にする世帯員の方全員です。

実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なります。なお、支給の可否について事前に回答することはできません。

2. 支給金額・支給時期等

昨年度支給実績 64,300円（対象の児童一名につき）

※今年度の支給金額は、審査結果が認定となる方の通知書に記載します。

支給時期等 申請時に指定された金融機関口座へ、2月末日に振り込む予定です。

申請される方は、裏面をご参照ください





3. 手続き方法

世田谷区ホームページからオンラインで申請してください。

世田谷区ホームページ  でページ ID 「15979」を入力

⇒ 4. 電子申請システムへ

※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



※申請書用紙による申し込みを希望する場合は、世田谷区ホームページ（ページ ID:15849）から「令和8年（2026年）4月小学校入学予定者 就学援助費受給申請書」を印刷して郵送もしくは、学務課の窓口で手続きしてください。

提出期限は **令和8年（2026年）1月16日（金）** です。

※「期限までに申請できなかった」・「期限後に世田谷区へ転入した」方は、小学校入学後に受付を開始する「就学援助費」を申請してください（入学後の就学援助費は下記「6.注意事項（2）」に記載のとおり一部対象要件が異なります）。

4. 審 査

- (1) 表面記載のとおり、16歳以上の世帯員の方全員の令和6年中の所得により審査を行います。
なお、所得が無い（少ない）ため申告が不要となっている場合でも、就学援助費を含む一部行政サービスの申請時には申告が必要となります。確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない場合は、至急手続きをしてください。
- (2) 同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。
世帯の状況について特段の事情がある場合には、事前に下記問合わせ先へご連絡ください。

5. 審査結果

支給の可否に関わらず、2月下旬頃に郵送でお知らせします。

6. 注意事項

- (1) 入学前の新入学用品費を希望する場合、対象児童の兄姉が就学援助費を受給していても、本申請が必要です。
- (2) 入学後の就学援助費は、国公立校在籍の方を対象に、令和7年中の合計所得を基にして審査を行うなど、今回の入学前支給とは一部対象要件が異なります。詳細は区のホームページなどで改めてお知らせします（世田谷区立小学校の場合は入学後に学校を通じてお知らせします）。
※入学前の新入学用品費を受給された場合でも、入学後の就学援助費については改めて申請が必要です。

7. 提出・問い合わせ先

〒154-8504

世田谷区世田谷 4-21-27 世田谷区役所第2庁舎5階

世田谷区教育委員会事務局 学務課学事係

電話：03-5432-2686

